

令和7年第6回海老名市選挙管理委員会会議録

1 開催日時 令和7年6月2日（月）午前9時30分から

2 場 所 海老名市役所 7階 704会議室

3 出席委員 委員長 永 江 次 夫

委 員 中 島 賢太郎 杉 山 秀 雄 佐 藤 政 夫

4 欠席委員 な し

5 事務局 篠原局長、柳田書記、佐藤書記

6 会議の案件

（1） 議案第18号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者を定めること

（2） 議案第19号 選挙人名簿から抹消すること

（3） 議案第20号 選挙人名簿に登録する者を定めること

（4） 議案第21号 在外選挙人名簿から抹消すること

（5） 議案第22号 在外選挙人名簿に登録する者を定めること

（6） 議案第23号 ポスター掲示場の様式を定めること

（7） 議案第24号 ポスター掲示場の表示・注意欄の下に接する区画を選挙啓発の
ために使用することを定めること

（8） 議案第25号 ポスター掲示場の掲示区画の数を定めること

（9） 議案第26号 ポスター掲示場を設置する場所を定めること

7 会議の記録

【議事日程について】

委員長 出席委員が4人であり、地方自治法第189条第1項の規定により会議が
有効に成立している旨を告げる。

（午前9時17分 開会）

委員長 本日の日程について、事務局に説明を求める。

事務局 本日の日程について説明する。

(事務局、日程を説明)

委員 長 日程について異議があるかを諮ったところ、異議がないので日程のとおり会議を進める旨を告げる。

委員 長 議案第18号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第18号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者を定めること】

事務局 今回登録の移転をする者の数については、男1人である。

また、登録の移転をする者の最終住所地又は申請時の本籍、氏名等については、別冊「議案資料」に記載のとおりである。

委員 長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員 長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員 長 次に、議案第19号及び議案第20号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第19号 選挙人名簿から抹消すること】

事務局 抹消する者の数であるが、公職選挙法第28条第1号該当者は、死亡した者等で、98人である。その内訳は男62人、女36人である。

第2号該当者は、市内に住所を有しなくなってから4か月を経過した者で、324人である。その内訳は男187人、女137人である。

第3号該当者は、在外選挙人名簿への登録の移転がなされた者で、1人である。その内訳は男1人、女0人である。

第4号該当者は、登録の際に登録をされるべきでなかった者で、3人である。その内訳は男2人、女1人である

委員 長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

【議案第20号 選挙人名簿に登録する者を定めること】

事務局 今回、登録する者は、平成19年6月2日以前に出生した者で、海老名市に引き続き3か月以上住所を有する者のうち、新たに名簿に登録される方が対象である。

登録する者の数であるが、男715人、女666人である。決定後登録者数の合計は、男58,125人、女58,284人、合計116,409人となる。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第21号及び議案第22号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第21号 在外選挙人名簿から抹消すること】

事務局 今回抹消する者の数については、女1人である。

また、抹消する者の最終住所地又は申請時の本籍、氏名等については、別冊「議案資料」に記載のとおりである。

【議案第22号 在外選挙人名簿に登録する者を定めること】

事務局 今回登録する者の数については、男1人、女2人である。

また、登録する者の最終住所地又は申請時の本籍、氏名等については、別冊「議案資料」に記載のとおりである。

前回の時点での在外選挙人名簿登録者数は、男51人、女76人、合計127人であった。

今回の男 1 人の移転登録並びに女 1 人の抹消及び男 1 人と女 2 人の登録により、議決後の在外選挙人名簿の登録者数は、男53人、女77人、合計130人となる。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第23号、議案第24号、議案第25号及び議案第26号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第23号 ポスター掲示場の様式を定めること】

事務局 ポスター掲示場の様式を定めるもので、県の規程に基づいて定めたものである。様式については、議案書のとおりである。

【議案第24号 ポスター掲示場の表示、注意欄の下に接する区画を選挙啓発のために使用すること】

事務局 ポスター掲示場の表示、注意欄の下に接する区画に空きが生じた場合、その部分を選挙啓発に使用できるよう、定めたものである。

【議案第25号 ポスター掲示場の掲示区画の数を定めること】

事務局 ポスター掲示場の掲示区画数を定めるもので、県からの通知により、32区画と定めたものである。

【議案第26号 ポスター掲示場を設置する場所を定めること】

事務局 ポスター掲示場を設置する場所を定めたものである。設置箇所は182か所で、設置場所については、別紙のとおりである。令和6年の衆議院議員総選挙から設置場所を変更した箇所は1か所である。

議決後、掲示場を設置した際には、直ちに告示する。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 他に質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

議案審議を終了とする。事務局から議案以外で何かあるか。

【定時登録における報告】

事務局 それでは報告する。

報告 1 地方自治法第74条第1項等に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

これは、条例の制定又は改廃の請求等をする際に必要な人数を定めたものであり、選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、2,329人となる。

報告 2 地方自治法第76条第1項等に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

これは、議会の解散請求等をする際に必要な人数を定めたものであり、選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、38,803人となる。

報告 3 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項等に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

これは、市町村の合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求等する際に必要な人数を定めるものであり、選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、19,402人となる。

【協議事項】

- ・令和7年第5回の選挙管理委員会の会議録の確認について

→内容について修正なく、ホームページに公開することとした。

- ・令和7年参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票管理者選出について

→参議院神奈川県選出議員選挙を杉山委員（職務代理者として永江委員長）、参議院比例代表選出議員選挙を佐藤委員（職務代理者として中島委員）とすることとした。

- ・事務従事者説明会対応予定について

→次の表のとおり決定した。

説明会種別	日時	会議室	委員
期日前投票	①6/24（火）10：00～	401	中島委員
事務従事者説明会	②6/24（火）13：30～	401	永江委員長
	③6/25（水）10：00～	401	杉山委員
当日投票	①7/4（金）9：30～	401	中島委員
事務従事者説明会	②7/7（月）10：00～	401	佐藤委員
	③7/7（月）13：30～	401	杉山委員
開票事務従事者説明会	①7/8（火）10：00～	401	永江委員長
（審査・回付係以外）	②7/8（火）13：30～	401	佐藤委員
	③7/9（水）10：00～	401	杉山委員

【報告事項】

- ・令和7年度神奈川県市選挙管理委員会連合会にて意見が出た公職選挙法改正新規要望について報告した。

- ・令和7年度全国市区選挙管理委員会連合会通常総会について報告した。

- ・第74回（令和7年度）全国市区選挙管理委員会連合会関東支部定期総会について報告した。

以上は会議の顛末であるが、その内容に相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和7年9月1日

委員長

委 員

委 員

委 員